

社会福祉法人 糸波福祉会

評議員、役員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人糸波福祉会（以下「本会」という。）の評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員（以下役員等という。）の報酬、旅費等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

- 第2条 本会の評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会に出席する役員等には、別表1の報酬を支給する。
- 2 本会の監査を行う監事には、別表1の報酬を支給する。
 - 3 その他本会業務に従事する役員等には、別表1の報酬を支給する。

(役員等の旅費)

- 第3条 本会の役員等が会務のために出張する場合は、その者に対して旅費を支給する。
- 2 旅費の支給額、支給方法等並びに出張手続き等については「社会福祉法人糸波福祉会旅費規程」を準用する。

(講師謝礼金等)

- 第4条 本会が開催する講習会、研修会等の講師には、謝礼金及び費用弁償を支給することができる。
- 2 前項の謝礼金及び費用弁償の支給額は、その都度理事長が諸般の事情を考慮して決める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決裁を受けて行なう。

(補則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て定める。

附 則

この規程は、平成6年2月1日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月17日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人糸波福祉会役員の手当等に関する規程（平成6年2月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月11日一部改正、平成29年4月1日に遡及して施行する。

別表1

役 職	報酬日額（1人当たり）
評議員	3,000円
評議員選任・解任委員	3,000円
理事長・理事	3,000円
監事	3,000円

※評議員の報酬は、定款第8条の総額を超えない範囲にて報酬を支給する。

※理事・監事の報酬は、各年度の総額が300,000円を超えない範囲にて報酬を支給する。